

新潟市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月27日

新潟市教育委員会

委員長 高山 憲治

新潟市教育委員会規則第10号

新潟市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市公民館条例施行規則(平成16年新潟市教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「新潟市公共施設予約システムに関する規則」を「新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則」に改める。

別記様式第1号中

「

住所	〒
希望する認証番号 (4桁~16桁)	認証番号は英数字及びアルファベット(1文字以上)で記入ください。

」

を

「

住所	〒
----	---

」

に改める。

(新潟市長から委任を受けた新潟市新津地域学園の管理に関する規則の一部改正)

第2条 新潟市長から委任を受けた新潟市新津地域学園の管理に関する規則(平成16年

新潟市教育委員会規則第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「新潟市公共施設予約システムに関する規則」を「新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則」に改める。

(新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正)

第 3 条 新潟市白根学習館条例施行規則 (平成 1 6 年新潟市教育委員会規則第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「新潟市公共施設予約システムに関する規則」を「新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則」に改める。

別記様式第 1 号中

「

住 所	〒
希望する認証番号 (4桁～16桁)	認証番号は英数字及びアルファベット(1文字以上)で記入ください。

」

を

「

住 所	〒
-----	---

」

に改める。

(新潟市西川学習館条例施行規則の一部改正)

第 4 条 新潟市西川学習館条例施行規則 (平成 1 6 年新潟市教育委員会規則第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「新潟市公共施設予約システムに関する規則」を「新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則」に改める。

別記様式第 1 号中

「

住 所	〒
希望する認証番号 (4 桁 ~ 1 6 桁)	認証番号は英数字及びアルファベット (1 文字以上) で記入ください。

」

を

「

住 所	〒
-----	---

」

に改める。

(新潟市潟東ゆう学館学び棟の管理に関する規則の一部改正)

第 5 条 新潟市潟東ゆう学館学び棟の管理に関する規則 (平成 1 6 年新潟市教育委員会規則第 2 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「新潟市公共施設予約システムに関する規則」を「新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則」に改める。

別記様式第 1 号中

「

住 所	〒
希望する認証番号 (4 桁 ~ 1 6 桁)	認証番号は英数字及びアルファベット (1 文字以上) で記入ください。

」

を

「

住 所	〒
-----	---

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。